

(答申第22号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の処分に係る文書の部分開示決定について、その妥当性を判断する必要はない。

今後、当初の決定を変更する必要がある場合は、開示請求者に対して、その変更理由及び当初の決定の効力等について、十分な説明を行うことを実施機関に強く要請する。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成23年11月10日付けで実施機関に対し、
(1) 職員の人事記録に関する規則第2条第1号、第6号、第10号、第14号の記録
(2) 平成23年11月8日付け人秘第353号の処分説明書に記載された処分の事由の根拠となった文書一式
の開示を請求した。

2 本件処分

(1) 実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり3つの決定を行った（各決定のうち本件異議申立に係る部分開示決定（平成23年11月24日付け人第389号の2）を「本件処分」という。以下同じ。）。

開示請求	実施機関の決定	決定日及び番号
・ 上記1(1)について	・ 開示決定	平成23年11月24日 人第389号
	・ 非開示決定	平成23年11月24日 人第389号の3
・ 上記1(2)について	・ 部分開示決定	平成23年11月24日 人第389号の2

(2) 実施機関は、本件処分により14件の対象公文書について部分開示を行っており、そのうち、本件異議申立に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）及びその非開示部分並びに非開示理由は次のとおりである。

対象公文書	非開示部分	非開示理由
職員の処分について (伺い)	・ 被処分者の氏名、所属、役職等により個人が識別される	条例第14条第2号に該当 ・ 開示請求者以外の情報であ

部分（開示請求者に係る部分を除く。）	って、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害する
・ 文書を偽造された相手方に関する情報が記載されている部分	条例第14条第4号に該当 ・ 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の事業活動に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を損なわれると認められるため。
・ 被処分者の供述内容が記載されている部分 ・ 被処分者の行為に対する評価が記載されている部分	条例第14条第2号に該当 ・ 開示請求者以外の個人情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。 条例第14条第7号に該当 ・ 開示することにより、相手方との信頼関係を損ない、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
・ 警察での事情聴取の状況が記載されている部分（開示請求者に係る部分を除く。）	条例第14条第7号に該当 ・ 開示することにより、相手方との信頼関係を損ない、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
・ 被処分者の行為に対する評価が記載されている部分	条例第14条第7号に該当 ・ 開示することにより、相手方との信頼関係を損ない、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年12月2日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり異議申立てを行った。

異議申立ての趣旨	異議申立ての理由
本件対象公文書のうち、「被処分者の行為に対する評価が記載されている部分」（以下「開示請求部分」という。）の開示を求める。	「被処分者の行為に対する評価が記載されている部分」として開示されないこととした部分が、異議申立人が懲戒処分としての戒告を受けるに至った考慮事項、特記事項等が記載されており、当該懲戒

処分に関して岐阜県人事委員会に対して審査請求するにあたって、これが開示されないことにより異議申立人の不利益となるため。

4 変更処分

実施機関は、非開示理由が消滅したことから、開示請求部分を開示する旨の変更決定（以下「変更処分」という。）を平成24年2月17日付け人第513号により行った。

なお、変更処分後から現在に至るまで、異議申立人から、開示請求部分が未だ開示されていない旨の主張は認められない。

第3 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- (1) 本件異議申立ては、本件処分を取り消し、開示請求部分の開示を求めるものであり、審査会に諮問された時点では適法な異議申立てであった。
- (2) しかしながら、異議申立人は、実施機関が行った変更処分により開示請求部分の開示を受けたと認められるから、異議申立人において本件処分の取消しを求める利益は既に消滅しているものと判断することができる。
- (3) ところで、行審法に基づき処分についての異議申立てを提起するに当たっては、その異議申立てを行う法令上の利益が現に存在していることが必要と解されるところ、本件異議申立てについての当該利益は既に消滅し、現に存在しないものであるから、本件異議申立ては、不適法であるといわざるを得ない。

したがって、本件異議申立ては、条例第24条第1項第1号に該当すると認められるから、当審査会において、本件処分の妥当性を判断する必要はない。

なお、今後、当初の決定を変更する必要がある場合は、開示請求者に対して、その変更理由及び当初の決定の効力等について、十分な説明を行うことを実施機関に強く要請する。

第4 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成23年12月12日	諮問庁から諮問を受けた。
平成24年1月12日	諮問庁から部分開示決定理由説明書を受領した。
平成24年1月16日	異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付した。

平成24年 1 月24日	異議申立人から部分開示決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成24年 1 月26日	諮問庁に部分開示決定理由説明書に対する意見書を送付した。
平成24年 5 月23日 (第41回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成24年 6 月14日 (第42回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)